

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用することとされている同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年8月23日

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 長 畑 哲 也

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 田 口 雄 一

1 実施年月日

令和5年8月23日

2 監査事項

令和4年度における財務に関する事務の執行状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行は、適正に行われているものと認められた。